

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」新旧対照表

(一)

新 条 例	旧 条 例
<p>水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">昭和四十九年三月三十一日 大阪府条例第八号</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乘せ排水基準 (表略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「上水道水源地域」とは、水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>五 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>六 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>七 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域</p> <p>八 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>九 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十 貝塚市蓄原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十一 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十二 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十三 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>	<p>水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">昭和四十九年三月三十一日 大阪府条例第八号</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乘せ排水基準 (表略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「上水道水源地域」とは、水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 茨木市泉原簡易水道取水地点から上流の茨木川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>五 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>六 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域</p> <p>七 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>八 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域</p> <p>九 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十一 貝塚市蓄原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十二 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十三 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p> <p>十四 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域</p>

新 条 例

十四 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  
 十五 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

3 3 8 (略)

2 2 5 (略)

六 府の区域に適用するその他の項目に係る  
 上乗せ排水基準

項 目	許 容 限 度
亜鉛含有量 (単位 リットルにつきミリグラム) (略)	二 (略)

附 則(平成六年大阪府条例第三九号)  
 附 則(平成一二年大阪府条例第一三八号)  
 (略)

旧 条 例

十五 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  
 十六 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

3 3 8 (略)

2 2 5 (略)

六 府の区域に適用するその他の項目に係る  
 上乗せ排水基準

項 目	許 容 限 度
亜鉛含有量 (単位 リットルにつきミリグラム) (略)	五 (略)

附 則(平成六年大阪府条例第三九号)  
 附 則(平成一二年大阪府条例第一三八号)  
 (略)

新 条 例

附 則（平成一四年大阪府条例第四六号）

（施行期日）

1 （略）

（経過措置）

2 附則別表第一（ふっ素及びその化合物の項を除く。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（上水道水源地域（改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第一号の表の備考2に規定する上水道水源地域をいう。以下同じ。）に排出水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する排出水をいう。以下同じ。）を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場であつて、平成十三年七月一日現在の特定施設（同条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設をいう。以下同じ。）を平成十七年四月一日（食料品製造業、金属製品製造業（電気めっき業を除く。）及び下水道業にあつては、平成十四年四月一日）において設置しているもの（設置の工事をしていないものを含む。）に係る排出水については、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、新条例別表第一号の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表第一の下欄に定める上乗せ排水基準（法第三条第三項の規定による同条第一項の排水基準に代えて適用する排水基準をいう。以下同じ。）を適用する。

3 附則別表第一（ふっ素及びその化合物の項に限る。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（上水道水源地域に排出水を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場に係る排出水については、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同表の下欄に定める上乗せ排水基準を適用する。

4 附則別表第二（ほう素及びその化合物の項に限る。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（海域に排出水を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場に係る排出水については、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、新条例別表第二号の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表第二の下欄に定める上乗せ排水基準を適用する。

5 附則別表第二（ふっ素及びその化合物の項に限る。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（上水道水源地域以外の公共用水域（法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出水を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場に係る排出水については、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同表の下欄に定める上乗せ排水基準を適用する。

6 （略）

旧 条 例

附 則（平成一四年大阪府条例第四六号）

（施行期日）

1 （略）

（経過措置）

2 附則別表第一の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（上水道水源地域（改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第一号の表の備考2に規定する上水道水源地域をいう。以下同じ。）に排出水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する排出水をいう。以下同じ。）を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場であつて、平成十三年七月一日現在の特定施設（同条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設をいう。以下同じ。）を平成十七年四月一日（食料品製造業、金属製品製造業（電気めっき業を除く。）及び下水道業にあつては、平成十四年四月一日）において設置しているもの（設置の工事をしていないものを含む。）に係る排出水については、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、新条例別表第一号の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表第一の下欄に定める上乗せ排水基準（法第三条第三項の規定による同条第一項の排水基準に代えて適用する排水基準をいう。以下同じ。）を適用する。

3 附則別表第二（ほう素及びその化合物の項に限る。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分（海域に排出水を排出するものに限る。）に属する工場又は事業場に係る排出水については、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、新条例別表第二号の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表第二の下欄に定める上乗せ排水基準を適用する。

4 附則別表第二（ふっ素及びその化合物の項に限る。）の上欄に掲げる有害物質の同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水については、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、同表の下欄に定める上乗せ排水基準を適用する。

5 （略）

新 条 例

附則別表第一

有害物質	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業	リットルにつきほう素一〇ミリグラム
ふっ素及びその化合物	旅館業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十二年法律第百二十五号）（第一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。））を利用する旅館業には属しないものでかつ、温泉を利用するものに限る。）	リットルにつきふっ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量九〇ミリグラム
	食料品製造業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上のものを除く。）	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
	食料品製造業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上のものを除く。）	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量四〇ミリグラム
	金属製品製造業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上のものを除く。）	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム

旧 条 例

附則別表第一

有害物質	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業 ほう酸製造業	リットルにつきほう素一〇ミリグラム
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル未満のものに限る。）	リットルにつきふっ素八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量九〇ミリグラム
	食料品製造業	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
	金属製品製造業	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
	下水道業	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一五ミリグラム
	し尿処分業（化学処理を行うものを除く。）	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量三〇ミリグラム
	し尿処分業（化学処理を行うものに限る。）	リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム

新 条 例

金属製品製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上のもにに限る。）	下水道業	（し尿処分業）化学処理を行うものを除く。）	一リットルにつきアンモニア性窒素に・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一五ミリグラム
（し尿処分業）化学処理を行うものに限る。）			一リットルにつきアンモニア性窒素に・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇ミリグラム

備考（略）

附則別表第二

有害物質	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろつろ鉄器製造業	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
		うわ薬製造業（ほうろつろつわ薬を製造するものに限る。）
	電気めっき業	
		金属鋳業
	粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものに限る。）	一リットルにつきほう素一五〇ミリグラム
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。）
	貴金属製造・再生業	
		ほう酸製造業

旧 条 例

（し尿処分業）化学処理を行うものを除く。）			一リットルにつきアンモニア性窒素に・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇ミリグラム
-----------------------	--	--	--

備考（略）

附則別表第二

有害物質	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろつろ鉄器製造業	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
		うわ薬製造業（ほうろつろつわ薬を製造するものに限る。）
	電気めっき業	
		金属鋳業
	粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものに限る。）	一リットルにつきほう素一五〇ミリグラム
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。）
	貴金属製造・再生業	
		ほう酸製造業

新 条 例

ふっ素及び その化合物	下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れて、下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。）	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
ほうろつ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満のものに限る。）		
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満のものに限る。）		
電気めっき業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満のものに限る。）		

旧 条 例

ふっ素及び その化合物	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）（第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れて、下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。）	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	一リットルにつきほう素五〇ミリグラム
ほうろつ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、かつ、上水道水源地域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		
うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、かつ、上水道水源地域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		
電気めっき業（一日当たりの平均的な排出水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、かつ、上水道水源地域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）		

新 条 例

旅館業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）

旧 条 例

旅館業（一日当たりの平均的な排水の量が三〇立方メートル以上五〇立方メートル未満であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）

備考（略）

附 則（平成一五年大阪府条例第四五号）  
 ～ 附 則（平成一七年大阪府条例第四四号）  
 （略）

備考（略）

附 則（平成一五年大阪府条例第四五号）  
 ～ 附 則（平成一七年大阪府条例第四四号）  
 （略）

附 則（平成二十年条例第二号）

〔施行期日〕

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

〔経過措置〕

2 この条例の施行の際現に特定施設水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）（第一条第一項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設をいう。以下同じ。）を設置している者（設置の工事をついでる者を含む。以下同じ。）の当該特定施設を設置している工場又は事業場（電気めっき業に属するものを除く。）に係る排水（同条第五項に規定する排水をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第五項に規定する排水基準をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第五項に規定する排水基準をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第五項に規定する排水基準をいう。以下同じ。）から平成二十年九月三十日までの間は、改正後の水質汚濁防止法（第三条第三項の規定による排水基準を定める条例）（以下「新条例」という。）（別表第六号の表（排水含有量）（単位「リットル当たりミリグラム」）の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

3 この条例の施行の際現に特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している工場又は事業場（電気めっき業に属するものに限る。）に係る排水（この上乗せ排水基準については、施行日から平成十五年三月三十一日までの間は、新条例別表第六号の表（排水含有量）（単位「リットル当たりミリグラム」）の項中「リットル当たり」を「五リットル当たり」とする。）